

## 現行法（憲法・地方自治法）における直接請求、住民投票の概要

大分類	中分類	項目	主な条文	説明・参考等
憲法上の住民投票		地方自治特別法の賛否投票	<p>【憲法】</p> <p>第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>	<p>これまで住民投票を経た特別法はいずれも地方自治体に財政的優遇措置を与えるものであったため、全て賛成多数により成立している。</p> <p>○広島平和記念都市建設法、首都建設法、横浜国際港都建設法など</p>
地方自治法上の直接請求、住民投票	直接請求に基づくもの	条例の制定改廃請求	<p>【地方自治法】</p> <p>第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。</p> <p>第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。</p>	<p>市長は、請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附して議会に付議。</p> <p>※地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除くという以外、請求できる条例の範囲に制約はない。地方公共団体の事務に関してでありさえすればよい。現行では、有権者住民の50分の1以上の署名をいくら集めたとしても、議会がそれに基づく請求を否決してしまえば、請求の目的は達せられないことになる。</p> <p>※条例の制定では、「住民投票条例の制定」を請求するものが多く、内容は、原子力発電所の設置、産業廃棄物最終処分場の設置、干拓などの是非を求めるものが多い。</p>
		議会解散請求	<p>【地方自治法】</p> <p>第13条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。</p> <p>第76条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。</p>	<p>選挙管理委員会は、本請求を受理したときは、解散の賛否投票に先立って、20日以内に議会から弁明書を徴し、請求の要旨と併せて、解散投票の投票期日の告示とともに告示し、投票所の入口等の掲示。</p> <p>解散の賛否投票は、本請求の受理の告示日から60日以内に、原則として公職選挙法の定める手続によって行う。議会は、解散の賛否投票において過半数の同意があったときは、解散することになる。</p>

	<p>議員・長・主要公務員の解職請求</p>	<p>【地方自治法】  第13条  2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。  3 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。  第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。  第81条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。  第86条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会の委員に</p>	<p>解職の賛否投票は、本請求の受理の告示日から60日以内に、原則として公職選挙法の定める手続によって行う。議会の議員又は長は、解職の賛否投票において過半数の同意があったときは、職を失う。</p> <p>→86条関係：主要公務員の解職については、住民の賛否投票に付するものではなく、長が議会に付議し、当該議会において議員の3分の2以上の者の出席により、その4分の3以上の者の同意があったときに解職される。</p> <p>※教育委員の解職請求は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条の規定により、選挙権を有する者の総数の3分の1以上の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求できる。この場合において、地方自治法第86条第2項から第4項まで、第87条及び第88条第2項の規定が準用される。</p>
--	------------------------	--	---

			<p>については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者) は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。</p>	
	監査の請求		<p><b>【地方自治法】</b>  第12条  2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。  第75条 選挙権を有する者(道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者) は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。  (住民監査請求)  第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証す</p>	<p>監査委員は、監査の請求があつたときは、直ちに請求に係わる事項につき監査し、その結果を請求代表者に通知し、告示する。  ※この75条は自治体の事務の執行全般を対象としているが、242条においては、一人からでも行使可能な「住民監査請求・住民訴訟」について保障している。この場合の対象は、違法、不当な公金の財務会計上の行為に限定している。</p>

			<p>る書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。</p>	
直接請求に基づかないもの	条例の制定改廃	<p><b>【憲法】</b> 第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p> <p><b>【地方自治法】</b> 第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。</p>	<p>※これを根拠に96年、新潟県巻町で原発誘致賛否を問う投票が日本で初めて行われた。 (投票日：平成8年8月4日) 投票総数 20,503 (投票率 88.29%)、反対 12,478 (60.9%)、賛成 7,904(38.6%)</p>	